# 令和5年度 東海村健康づくり推進協議会 会議録

【日 時】 令和5年7月27日(木) 13時30分~15時15分

【場 所】 東海村保健センター 検診ホール

【参加者】 佐藤栄子副会長,橋本和彦委員,東原裕治委員,薄井尊信委員,黒澤一欽委員,金本 真也委員,佐藤幸子委員,福地さか江委員,川崎克彦委員,髙崎あす美委員,塚原美 光委員

【欠席者】 尾形孝会長, 伊藤佑樹委員, 石丸美代子委員

【事務局】 白石幸洋福祉部長,佐藤重雄健康増進課長,平野貴子課長補佐,北﨑理恵係長,鳥居 静香係長,高橋亜紀係長,曽我千春係長

### 【内容】 議題

- 1) 令和4年度事業報告について
- 2) 令和5年度事業概要について

#### 報告

- 1) 第3次東海村健康づくり計画について
- 2) 東海村母子保健計画について
- 3) 新型コロナワクチン接種について

開 会 (進行:健康増進課・佐藤課長)

- 1. あいさつ 福祉部・白石部長
- 2. 委員紹介及び会議成立 全委員14人中11人出席により、会議成立
- 3. 職員紹介 事務局員自己紹介【参考資料 令和5年度健康増進課組織図 参照】
- 4. 議事 議事進行·佐藤副会長

#### 議題 1) 令和4年度事業報告について (健康増進課・平野課長補佐)

※資料1にもとづき、事務局から令和4年度の事業実績を説明。(資料1については、過去3年間の実績推移を掲載。令和4年度実績については、令和3年度との比較増減を矢印の向きで表現) ※以下、要旨のみ抜粋して記載。実績詳細は資料参照。

#### 【令和4年度事業実績】

# 母子保健事業(資料 1-1)

- ・「不妊治療費助成事業」について、令和4年度から不妊治療が保険適用になったため、費用助成の申請者が減少し、実績減となっている。妊娠を希望する方への支援として、国の医療制度が大きく変わり、対象となる方の経済的負担は大幅に軽減されている。
- ・事業No.2~5の母子教室開催事業について、令和2~3年度については、新型コロナウイルス感染拡大により、事業の延期または中止を余儀なくされていたが、今年度は、感染防止対策を講じながら、事業を中止することなく実施することが出来ており、実績はほぼ増加傾向となっている。
- ・教室の申し込み方法を変更し、電話での申し込みから「いばらき電子申請」を活用し、二次元バーコードをスマートフォンで読み取ってインターネットで申し込みができるような環境を整えた。 電話だと日中しか受付できなかったが、電子申請に変更することで、育児や家事の合間の時間を使

って、いつでも手軽に申し込みができるようになった。

- ・特に「事業No.2ハローベビースクール」については、申し込み方法を変更することによって参加者が大幅に増加した。感染対策のため参加人数を限定して開催したので参加できなかった方がいるが、そういった方々に対しては、保健センターで作成した動画を紹介し、教室に参加できなくても情報に格差が生じないよう対応している。
- ・「No.19の妊婦相談」は、母子健康手帳の交付時に専門職である妊娠・出産コーディネーターが妊婦さんとの面談をし、妊娠中から出産、産後の見通しを立てることができる「サポートプラン」を作成し、妊婦さん一人ひとりに寄り添えるよう支援を行っている。
- ・この面談により、妊婦さんの身体状況や家族の支援状況に加え、メンタル面での問題がないかなどを把握したうえで総合的に判断し、必要な方には、妊娠・出産における支援計画を立案し、「No.18産前産後ヘルプサポート事業」や「No.20産後ママ安心ケア事業」等のサービスの利用について案内をしている。
- ・さらに家庭において個別の支援が必要な方には、「No.2 4 子育てアドバイザー派遣事業」により、 専門職による家庭訪問につなげ、全ての妊婦さんが安心して、安全な妊娠・出産を経て育児期を迎 えられるよう継続的かつ総合的な支援を実施している。

# 予防接種事業(資料 1-2)

- ・予防接種事業は、予防接種法に基づく定期接種と予防接種法に規定されない法定外予防接種の2種類に区分。定期予防接種は、No.6~No.22までとなり、定期A類については対象者に努力義務が課されているため、村から積極的接種勧奨を行うもの、定期B類は、接種の努力義務が課されていないという分類。新型コロナワクチン接種は、定期予防接種のうち臨時的に行う接種として、令和3年2月から接種を実施中。
- No. 1 ~ 5 の法定外予防接種は、個人の感染症の発症予防を支援することを目的とし村独自の助成事業を実施。
- ・いずれの予防接種も医療機関において個別に接種を受ける方式としており、医師会ご協力が必須。 全国的な傾向として、令和3年度は感染症への不安から医療機関の受診を控える方が多く、予防 接種についても先送りにするような傾向があるとされていたが、令和4年度は接種者が増加し、 適切な時期に予防接種を受けることができている。
- ・今年度も10月からインフルエンザの予防接種を開始し、村内医療機関の皆様には大変御苦労を お掛けするが、令和6年1月末までの実施期間について、接種者への御指導も含め、引き続き御 協力のほどよろしくお願いしたい。

#### 検診事業 (資料 1-3)

- ・成人を対象とした各種検診事業。
- ・「No.1~No.5 肺がん・結核検診,胃がん検診,大腸がん検診,「前立腺がん検診」「肝炎検査」を6月、7月、10月、1月に実施している。「No.2 胃がん検診」については,6月~7月まで実施しており、7月10日に今年度の胃がん検診を終えたところである。
- ・例年10月に各地区のコミセンを会場として集団検診を実施していたが、新型コロナウイルス感染対策として、令和2年度から全日程を保健センターで実施し、さらに完全予約制とした。約1時間程度で希望する全ての検診を受診することができるようになっている。さらに、保健センターはバリアフリーであることから、住民の皆様からは好評を得ており、受診率も全ての検診が増

加傾向にあることから、保健センターで継続して実施する予定。

- ・検診の受診率について。令和5年3月に国が策定した「がん対策推進基本計画」においては、各がん検診の受診率について、受診率60%以上、精密検査の受診率は90%とした目標値が掲げられた。本村のがん検診の受診率は、国の目標とする受診率には、まだ達していないのが現状である。まだまだ努力が必要な状況ではあるが、いずれのがん検診も県内自治体の受診率の比較では、上位3位以内(肺がんのみ8位)を維持していることから、今後も、住民の皆様が受診しやすい検診体制を構築していく。
- ・がん検診のうち、乳がん検診及び子宮頸がん検診については、村内では、尾形クリニック様、村立 東海病院に御協力いただき実施している。受診者が自分の都合に合わせて医療機関で個別に受診 する施設検診は、住民の多様化する生活に伴い、ニーズが高まっているので、引き続き御協力を お願いしたい。
- ・No.9「成人歯科検診」について、他の検診・健診受診率と比較すると、3年間20%未満で推移しており、受診率が非常に低い状況。本日欠席の東海歯科医師会代表・伊藤委員から、事前にメールにて御意見を頂戴している(資料6)。
- ・(資料6の概要) 住民の口腔内への関心,歯科保健への意識がとぼしく,歯の痛みや食べられないという状況になってから,歯科に受診し,治療を受けるという方が多いのではないか。また,歯科が自分の健康づくり関わってくるものであるという正しい知識を住民の皆様に周知させる必要が急務である。「歯は,基本的には治らない」ということを理解していただくことで、早期発見につながり、自分自身の生活習慣を見直すチャンスになるということを住民に分かりやすく伝えていくことが大切である。

## 健康増進事業(資料1-4)

- ・資料 1-4 は健康増進法や食育基本法等に規定されている健康教育・食育事業及びその他一般事業。
- ・No.1~3,6~9までの健康教育事業については、令和4年度は、感染拡大防止対策を講じながら、年齢や性別、目標別の講座を実施する等、対象者が参加しやすいよう実施したので、ほとんどの事業で実績増となっている。一方で、No.6のリラックスエクササイズについては、参加者数が大幅に減少していることから、今年度は事業の見直しを行っている。
- ・No.4「みんなですこやかウォーキング」については、佐藤副会長にも委嘱している健康づくり計画推進委員が主体となり、月に1回、村内のコミセンを出発地点としたいばらきヘルスロードの9コースでウォーキングを実施している。令和4年度は、雨天により2回中止になったものの、実績増となっており、住民の皆様に定着している事業の1つとなっている。
- 裏面のNo.16、食育事業である「ヘルスメイトジュニア事業」については、小学生が夏休みに取り組む「エンジョイサマースクール事業」に登録し、多くの親子に御参加いただき、実績増となっている。本事業は、従来、親子で調理実習をすることをメインとした内容であったが、調理実習が感染リスクにつながることから、代替案として、家庭において親子で調理に取り組めるレシピを提示し、出来上がった写真と感想を保健センターに提出するプログラムを実施したものである。普段働いているために、指定された日程での調理実習への参加が困難だった保護者からも大変好評である。
- ・No.25「休日診療事業」は、在宅当番医制とし、村内の医療機関の皆様に御協力いただいているものである。本日御出席の尾形クリニック様、東原クリニック様、村立東海病院にも御協力いた

だくことで、住民が休日にも安心して診療を受けることが出来る環境が整備されている。

# 議題 2) 令和5年度事業概要について (健康増進課・平野課長補佐)(資料2-1)

- ・母子保健事業・予防接種事業・検診事業・健康増進事業の順に掲載。事業の対象及び実施回数・ 実施時期等については、右側の内容。星印がついている事業が今年度の新規事業。
- ・母子保健事業の2段目星印の「出産子育で応援ギフト事業」。少子化対策として、今年度から全国的に開始となっている。本村においては、上段のネウボラ推進事業の一環として、国の事業にさきがける形で「伴走型支援」を実施していた。ギフトについては、子育で支援課から、妊娠時は5万円分、出産後は10万円分のこども商品券を贈呈している。
- ・各事業については、先程説明した令和4年度事業実績と重複しているので説明は割愛し、新規事業については、各担当係長から説明する。

(資料 2 - 2) 母子保健事業内の新規事業『低所得妊婦初回受診料支援助成金』(健康づくり担当鳥居係長)

妊産婦・乳幼児健康診査事業のうちの拡充事業として4月から開始。非課税世帯・生活保護世帯の 妊婦の初回産科受診料を1万円程度補助するもの。経済的負担の軽減を図ると同時に、あらかじめ 経済的な問題があるとして妊婦のリスクをアセスメントし、継続的に状況を把握し、必要な支援に タイムリーにつないでいくことを目的とした事業である。

(資料2-3)『見える化(数値化)による野菜摂取量増加の推進』(健康づくり担当高橋係長)アンケートによると、東海村では約6割の人が野菜不足。野菜摂取量を増やす取組に力を入れていくために開始。野菜摂取量を推定する『ベジチェック』という機械をレンタルし、専門職のアドバイスのもと、村民に測定の機会を提供する。4月から始まって、年間80日の稼働を予定。6月末現在で、約600人の方が参加している。夏休みのヘルスメイトジュニア事業の中にも組み込んでおり、若い人にも参加してもらえるように企画している。

# (資料2-4)『運動習慣定着化促進事業』(健康づくり担当北﨑係長)

健康づくり計画を策定するにあたり、住民を対象に実施したアンケート調査で、運動習慣が定着している人が少なく、約7割の人が運動不足を感じており、3人に1人が日常生活の中で3000歩未満しか歩けていないということがわかった。健康づくりを促進していくために運動習慣の定着化を図っていくことが課題になり、誰もが日常生活の中で取り組みやすい運動であるウォーキングに着目した。手法としては、茨城県公式健康推進アプリ『元気アっプ! リいばらき』を利用してウォーキングの日常化を図ることとした。具体的な内容としては、『すこやかウォーキング』を始めとした村の健康づくり事業をアプリのポイント付与対象事業として県に登録し、健康ポイントが貯めやすい仕組みを作った。健康ポイントはウォーキングだけでなく、食生活、適塩、野菜摂取、検診の受診はもちろんのこと、地域のイベントへの参加・交流ということも健康づくり活動のひとつとして、健康ポイント付与の対象となっている。住民だけが応募できる村独自のインセンティブとして、ウォーキングの意欲を継続または高める目的で、東海村商工会の共通金券を景品として用意した。村独自のインセンティブの抽選は、4月から10月の間に3000ポイントを貯めた方を対象に抽選を行う予定。『元気アっプ! リいばらき』の中で抽選をする。広報誌にも掲載して広く周知していく予

定。

# 報告 3)第3次東海村健康づくり計画について(健康増進課健康づくり担当・北崎係長) (資料3)

村の最上位の計画『東海村第6次総合計画』の柱の1つに、『安心して暮らし続けることができるまちづくり』がある。『安心して暮らし続けることができるまちづくり』を実現させるための目標として、生涯を通じた健康づくりの推進という目標がある。第三次東海村健康づくり計画は、生涯を通じた健康づくりの推進を担う健康づくり分野の計画として位置づけられている。この計画の期間は令和3年度から10年間であり、全体的な目標として、健康寿命の延伸と健幸感の向上を掲げている。食生活や運動習慣、環境の改善、生活習慣病、歯科口腔、感染症の発症予防と重症化予防等の5つの基本方針を掲げており、さらに取り組みを14の分野に細分化して、それぞれ健康づくりに取り組んでいる。年度ごとに重点目標を定めており、令和3年度は日常生活の中で体を動かす人の増加。令和4年度は減塩に取り込む人の増加。令和5年度は高血圧、循環器疾患、糖尿病の発症予防及び糖尿病の合併症予防というように、それぞれ年度ごとに重点目標を定めて取り組んでいる。単年度で完結ということではなく、年度が終わっても引き続き取り組んでいる。

# 報告 4) 東海村母子保健計画について(健康増進課健康づくり担当・鳥居係長)(資料4)

国が策定した『健やか親子 21 (第二次計画)』の中で、取り組みについて評価することを踏まえた母子保健分野の課題が示され、期間と具体的な課題を明確にした目標の設定や事業評価する仕組みが必要であるということが指摘された。

村では、もともと第 2 次東海村健康づくり計画の中にある『こどもの健康づくり編』で、母子保健施策における基本計画を立案して推進していたが、第 6 次総合計画に紐付く第 3 次健康づくり計画の中では、母子保健事業の計画・実施・評価の進行管理のさらなる明確化を目的として、母子保健計画を独立させて策定することになった。この間の母子保健の背景としては、平成 29 年に子育て世代包括支援センター『はぐくみ』が設置され、切れ目のない支援を目的とした『とうかい版ネウボラ推進事業』を推進しているところである。さらに、令和 6 年度からは、子育て支援課との協働体制で、『子ども家庭センター』が始動する。計画策定の背景は『健やか親子 21』であったが、今年の 3 月から、『成育医療等基本方針に基づく計画策定指針』に変更された。もっと範囲の広い、母子保健を含む成育医療に対しての計画としなければならないため、今後見直しが必要になってくるものと思われる。

今回の計画は、妊娠、出産、子育てに関する本村の現状分析を示し、第6次総合計画の中の、『安心して、子育て、修学・就学できる環境の整備』に資することを目的として策定された。

計画に基づいて実施した各種事業の実績は前半に報告した通り。

母子保健の取り組みとしては、新規事業ではないが、2歳6か月歯科健診がある。本日欠席の伊藤委員(伊藤歯科)からもご意見をいただいたように、コロナの拡大をきっかけとして、集団健診から医療機関健診へ移り変わり、結果、実績として受診率は下がったが、健康づくり計画の中の、歯科・口腔の健康維持の課題に挙げられている予防歯科に焦点を当て、継続的に受診できるかかりつけ歯科医を持てるような関わりへとシフトしている。未受診者への受診勧奨は、母子保健推進員が関わり、地区組織活動とも関連している。3歳児健康診査の視力検査には令和5年1月からスポットビジョンスクリーナー(屈折検査の機械)を導入しました。県のメディカルセンターの視覚部門

の委託が終了することもあり、従来の家庭での検査に加え、機器を用いた検査を市町村で実施して スクリーニングをし、異常を早期に発見する取り組みが始まっている。これにより早期に治療が開 始でき、良好な視力を得られる可能性が高くなると考える。

### ●新型コロナワクチン接種について(健康増進課管理担当・曽我係長)(資料5)

現在、令和5年5月8日から開始された令和5年春回接種を実施しているところである。先週の7 月20日現在の接種率を資料に掲載している。春開始接種の対象者は65歳以上の高齢者と65歳 未満の基礎疾患のある方、医療あるいは高齢者施設等の従事者である。母数を全住民としているの で 16.7%と低く見える数値となっている。 春開始接種は8月31日までとされている。 秋開始接種 は9月から始まる予定で、XBB.1.5対応ワクチンを使用し、5歳以上を対象とするとされているが、 1か月以上前に出された情報なので、今後変更となる可能性がある。現時点で出されている情報を 基に、村で計画している秋開始接種について説明する。対象者は5歳以上、費用は無料、接種回数 は1回。使用するワクチンは XBB. 1.5 対応ワクチンだが、薬事承認の申請中であって、まだ承認さ れていない状態であり、接種間隔も未定である。開始は9月の何日からかは決まっていない。12 月で終了とも言われているが、終了時期についても未定である。内容が固まっていないのでまだ医 療機関には説明に行っていないが、これまでどおりご協力をいただきながら実施したいと考えてい る。今までと違う点は、予診票である。今までは、秋開始・春開始に関わらず、自分の最新の予診 票を持って接種にいくスタイルだった。今回の秋開始接種では、何回目接種かに関わらず、対象者 全員に秋開始接種専用の予診票を予診票を送付する。色はアイボリー、送付状に「令和5年秋開始 接種」の文字あり、送付封筒に「令和5年秋開始接種」と大きくシールを貼る。これまでに送られ たもので使用していない、白い予診票は使えない。予約はこれまでどおり、ホームページ・コール センターで受け付ける。確定ではないが、現段階の情報は以上である。

## 【質疑・応答】

(佐藤幸子委員) 秋接種が9月からなので、インフルエンザ予防接種の期間と重なる。新型コロナワクチンと同時接種が全く差し支えないのか、あるいはどのくらい間隔をあけたほうがいいのか、せっかく先生方がいる場なのでお聞きしたい。

(曽我係長)制度上のことなので事務局からお答えする。新しいワクチンは薬事承認がまだ降りていないので、同時接種できるかどうか、ほかのワクチンとどのくらい間隔をあけなくてはならないかという点も明らかになっていない。今までは、新型コロナワクチンと他のワクチンは原則として同時接種ができず、前後2週間はあけなくてはならないということになっていた(インフルエンザワクチンのみ同時接種が可能)。

## 議事終了 閉会